

○議長（土井裕美子君） 順番11、7番 石橋さん。

〔7番（石橋英和君）登壇〕

○7番（石橋英和君） よろしくお願ひいたします。

毎日のように児童虐待のニュースが報じられています。幼い子どもの苦しみを思うと怒りが込み上げてきます。厄介なのは、問題のある親たちは世間に知られないよう、平静を装って幸せな家族を演じ続けます。家庭内に封印された虐待は、誰にも知られることなく何年も続くこととなります。最近のように世間が虐待の話題で持ち切りのときも、誰も口にしていないときも、1人で虐待に耐え続けている子どもがいます。毎日毎日、心の中で、「助けてよ、誰か助けてよ」と叫びながら、つらい日々を耐えている幼い子どもがいます。

本市の子育て世代包括支援センターがかかわって既に支援が始まっている虐待の件数は、増え続けていますが、それとは別に、推測の域を出ませんが、今現在、市内には外部に知られていないかなりの数の虐待があると考えなければなりません。私たち行政にかかわる者は、その子らを救い出さなければなりません。国の方針はどうかとか、県の所管だからどうかとかじゃなくて、「誰か助けて」って言い続けているその子らを助けなければなりません。幼い子どもは親だけを頼りに生きています。その親からむごい仕打ちを受けて、心も体も壊れていきます。

最近、虐待事件の裁判が続いていますが、加害者に酌量すべき情状などかけらもないと思います。ただ、もし情状酌量の余地がわずかでも残っているとしたら、この加害者は幼い頃、同じように親から虐待を受けていたか

もしれません。虐待の連鎖は確実にあります。だからこそ、絶対に虐待を野放しにしてはいけないのであります。ひょっとして、やめなければいけないと思いながら、苦しみながら虐待を繰り返している親がいたら、子どもを殺めてしまうかもしれないと感じるほど追いつめられている親がいたら、私たちは何としてもその親子を早く見つけ出して、助けなければなりません。

具体的な行政対応は、虐待されている子の身が危険だと判断される場合には、強制的にその子を親から引き離し、専用の施設に保護します。その後、この子と親を見守り続けます。子どもの身が危険であるか否かの判断、加害者からの強制的な引き離し、その子を支障なく預かれる施設、その後、この家族が一緒に暮らしていけるようになるまでのあらゆる面での支援、これら一切を担っているのが児童相談所です。一つの家族に5年、10年かかわり続けることもあります。県下には分室も含めて3箇所あり、全て和歌山県が運営しています。責任ある判断が求められることから、児童福祉司の配置が義務づけられ、引き離しの場合、強制力を行使する権限が与えられております。

最近、他府県で児相の所長がマスコミの前で何度か謝罪しています。預かっていた子どもを親のもとに帰すのが早過ぎた、かかわった部所間の連携がとれてなかったなどで、ともに死亡につながった事件で不備を認めての謝罪会見でありました。私はこの会見を見て、毎日それぞれの児相に持ち込まれる処理能力を超えるほどの大量の虐待案件に対し、やむなく雑な仕事にならざるを得なかった裏事情があったのではないかと想像をいたしました

た。不備を認めて謝罪している児相に対し、「今後気をつけなさい」と叱って解決するものではないと考えました。一つ間違えれば子どもの命にかかわる仕事であります。余裕を持って事にあたらなければなりません。ぎりぎりの人数で、かつかつの施設でこの仕事をしてはいけません。これらは対岸の火事だったのででしょうか。和歌山児相の謝罪会見など、絶対に見たくありません。

さて、本市の役割ですが、子育て世代包括支援センターが中心になって市内の虐待が疑われる事案の情報を集め調査し、深刻なケースを児童相談所につなぐ仕事をします。本市に強制権限などは与えられておりません。私たちの紀北地域は和歌山市毛見の中央児童相談所の管轄であり、紀南には2箇所の児童相談所が配置されております。近年の児童虐待相談件数の急増に、中央児童相談所の人員と施設に不足が生じていないのかを危惧しております。取り扱い件数が圧倒的に多い和歌山市の対応に精いっぱい、紀の川筋まで手が回りかねているように見えてなりません。虐待防止のかなめとなるべき児童相談所に何かの不備、不足が生じていれば、事は深刻であります。実際に、加害者から子どもを引き離そうとしても、預かる施設に空きが出るまで待たせてしまうこともあると聞いて驚いています。

橋本と毛見は県の東の端と西の端で距離的に遠く、急な対応に時間がかかり過ぎます。そして、何より、紀の川筋での児童虐待の相談件数が近年急増しています。紀の川筋のいずれかの場所への児童相談所の配置は不可欠だと考えます。私たちは紀の川筋の各議会に呼びかけ、全議会こぞって和歌山県に対し新たな児童相談所の配置を要望いたします。あわせて、「日常、児童の異常を目にしたら、ためらわず、市や教育機関、警察に通報しま

しょう」との呼びかけを行っています。私たちのこの運動にぜひともご賛同いただき、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

質問項目1、幼児、児童への虐待が増加していると聞くが、本市の状況はどうか。

2番、虐待防止のかなめとなる所轄の児童相談所は、人員、施設ともに不足なく対応してくれているか。

3番、紀の川筋に1箇所児童相談所が必要だと考えるが、市の考えはどうか。

二つ目の質問に移ります。選挙に関する質問をさせていただきます。

私の今回の提案であります有権者が少ない投票所の統廃合、移動期日前投票所と投票日の送迎導入については、過去に当局から実施する方向で検討するとの答弁がなされております。森下議員や、直近では6月定例会での中本議員に対して、実施していくと答弁されておりますので、あえて今回取り上げる必要もないのですが、6月定例会直後の7月の参議院選挙で、それら全てをお隣の奈良県五條市が実施されました。大変興味深く、また参考になると思いますのでご紹介させていただき、当局への重ねての要望といたしたいと思えます。

五條市の政策の基本は、登録有権者数が100人を下回った投票所の閉鎖であります。五條市では既に6箇所の投票所を閉鎖しています。それらの閉鎖地区への対応策がこの移動期日前投票所であり、当日の送迎車であります。問題の二重投票もなく、五條市選挙管理委員会はこの試みは成功だったと結論づけ、これからも実施していくとのことであります。投票行為を費用対効果ではかるのは有権者に失礼かもしれませんが、同じ費用をかけてもわずかししか利用のない過疎地の投票所を何箇所も運営していく費用対効果は極めて悪く、ローコストで投票率を稼ぎ出すこの新方式は効

果抜群であります。

また、投票日、投票管理者や立会人はその地区の人に委任しますが、報酬が支払われているとは言いながら長時間拘束され、同じ姿勢で座り続けることが高齢者には結構つらいようで、過疎地ではこれらの要職が埋まらない悩みも出始めていることもあり、投票所閉鎖が必ずしも地域の猛反対に遭うものでもないようであります。

移動期日前投票車に関する法的規制も簡素化されて、十分対応可能であったと五條市選管局長は言うておられました。ただし、新たなこの方式を導入すれば、当然、新たな経費が発生します。前段に述べたとおり、幾つかの投票所の閉鎖が大前提であります。低いコスト、高い投票率、住民の高い評価をめざして、時代とともに橋本市の選挙も変えていかなければならないと思います。

質問1番、登録有権者数が少ない投票所を閉鎖してはどうか。

2番、選挙において、高齢者や移動困難者対策として移動期日前投票車の導入、投票日当日の投票所への送迎車の導入を提案いたします。

以上、1回目の質問でございます。答弁よろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さんの質問項目1、児童虐待防止対策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）児童虐待防止対策についてお答えします。

まず、一点目の幼児、児童への虐待が増加していると聞かすが、本市の状況はどうかというおたただしですが、橋本市における児童虐待に関する通告・相談受理件数は、平成28年度は73件、平成29年度は87件、平成30年度は101

件と年々増加傾向となっております。

児童虐待の種別は、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4種類に分類されており、最近の状況としましては、子どもの目の前で家族に対する暴力を振るうことが心理的虐待として扱われることとなったことから、面前DVなどによる心理的虐待の相談が増加傾向となっております。

また、養育者等から虐待や養育困難などの理由により、児童相談所や保育園・幼稚園・こども園または学校と連携して児童を一時保護する事例もあり、平成28年度は6世帯（8人）、平成29年度は10世帯（15人）、平成30年度は6世帯（8人）の児童が一時保護となっております。

大阪府立大学、山野則子教授のスクリーニング研究の資料によると、表面に現れている虐待の登録数は子ども全体の10%から15%、このうち一時保護への入所等深刻な対応が必要な件数は全体の1%、虐待まではいかないが、子育てに支援の必要な件数は30%とされています。少子化が進み、子育て環境が厳しい状況下では、出生数は確かに減少していますが、支援の必要な家庭は増加し、その支援内容も子育てにとどまらず、経済的支援や介護問題、DVや養育の課題等複雑多岐にわたり、深刻化しています。

次に、二点目の虐待防止のかなめとなる所管の児童相談所は人員、施設ともに不足なく対応してくれているかというおただしについてお答えします。

児童虐待通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や市または関係機関において、直接子どもの様子を確認するなど安全確認を行うことが全国的なルールとなっており、通告等があった場合は、関係機関などを通じて児童の安全確認を行っています。

虐待の疑いがあった場合には、児童相談所

の権限で一時保護を行います。県内の一時保護所や乳児院は満杯状態となっていることが多く、里親への一時保護委託を行うなど、児童の受け入れ先に苦慮している現状となっています。

また、保護者が一時的に児童の一時保護を希望する場合がありますが、施設が満杯のため、一時保護まで時間を要するケースもあり、保護者等に負担がかかる場合があります。

児童相談所の人員体制については、年々相談件数等が増えていることや相談内容等も複雑化していることなどから、前年度より5名の職員を増員し、ケース対応を行っていると聞いています。

三点目の紀の川筋に1箇所児童相談所が必要だと考えるが、市の考えはどうかというおただしについてお答えします。

県内には2箇所の児童相談所が設置されており、和歌山市毛見にある中央児童相談所と田辺市にある紀南児童相談所があります。なお、新宮市には、紀南児童相談所の分室があり、東牟婁郡と新宮市を所管しています。

中央児童相談所は、和歌山市を含め、東は橋本市、南は日高郡印南町までが所管となっています。

県全体の相談対応件数について、平成29年度は3,278件、うち中央児童相談所は2,461件、紀南児童相談所は817件となっており、約75%が中央児童相談所の相談受理件数となっています。

一時保護や措置となった児童については、保護者等が和歌山市まで面会や状況説明等に出向く場合が多く、距離的な面において保護者等の負担が大きくなっています。

市としましては、紀の川筋にもう一箇所児童相談所が設置された場合は、訪問や面談など保護者や児童相談所職員の時間的な負担が少なくなることや専門的な相談機関が近距離

に設置されることとなれば、大変ありがたいことと考えます。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん、再質問ありますか。

7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）児相の職員ともお話をさせていただく機会をいただいて、いろいろと聞かせていただきました。それこそ、県の職員ですから、件数が多過ぎてそうそう手が回らないんですわというのはなかなかおっしゃらないし、今与えられたその件数に必死になって対応しようとして頑張っているなというのはもちろんよくわかるんですけども、その裏事情がやっぱり伝わってきます。

今挙げていただいた県下で件数のうちの75%が和歌山市の毛見の相談所で取り扱っている。そこ、1軒でね。ほんで、紀南は817件、これ、相談所と分室と二つあってこれだけの件数をやっていたらいい。3倍ぐらいをやっていたらいいのかな。そんな中で、幼児、児童の虐待の相談に来られる方が本当に増加してきております、これは全国的に。でも、職員はそんなことをなかなかおっしゃらないから、それこそ私らが言わなあかんのかなと思って今回言わせていただいたんですけども、ちょっともう限界の件数を超えているんじゃないかなと、そんな気がいたします。

でも、ちょっとの間辛抱せなしゃあないやんかというわけには、これはちょっといかなくて、子どもの命がかかっておりますからね。だから、あえてやっぱり距離的にも、抱えている件数的にも、今、増加傾向にあるということも鑑みて、紀の川筋に一つ児相を設置していただかないと、本当にとんでもない結果を引き起こしてしまうんじゃないかというそれ一点を恐れて、今回、質問に立たせていただきました。

それと、受理件数というのは過去3年で73件、87件、101件と、これは確かに増えとるんですけども、一時保護は、去年は減らしとるんですね。去年はうまくいった、少なくともよかったんですけども、これは多分このまま来年からまた減っていくだろうというそんな見方はちょっとやっぱりできないなと思っております。やっぱり、相談件数が増えているということは、多分こういう措置が必要なケースも増えていくんだろうと思います。

ただ、一番質問の最後にちょっと書かせていただいたんですけども、私たちいつも、国だ、県だって今までも数多く要望を上げていったんですけど、なかなか聞き入れてもらえないケースが多いもので、今年はじゃあ、紀の川筋の私たち議員仲間、議会の皆さんに、これはやっぱり1件、県にお願いしたいねという話をしてみても、そうだねという議員がおられたら仲間に入ってもらって、一つでも大勢の議員、一つでも多くの議会にこの気持ちを共有していただいて、県のほうに要望書を上げてみませんかということで運動を始めております。

そして、ちょっと前にうちの市長にもお目にかかって、私たち議員もこんなことで努力しようと思っているんですけども、紀の川筋の首長の連携の中でも、市長、ぜひとも、皆さんにそういう話をさせていただいて、首長の中からも県に対してそういう要望の声を上げていただきたいんですというお話もさせていただきました。

それと、各議員にお目にかかって、それぞれ県会議員がおられます。私たちは市議会ですけれども、よその議員からおたくの県会議員にもこういう話を県議会として、9人おられるんですかね、紀の川筋に県会議員が。その方々にもお話を通じていただいて、どうかこの要望が何とか通るように、県会議員にも伝

えていただけませんかという話もあわせてしながら、やっております。

そんなんで、なかなかハードルは高いと思っております、本当に実現してほしいなと思いつつ、県がどういうふう判断していただけるかやってみないとわからないけど、一生懸命やりましょうということで、それはそれで進めてはおりますが、児童虐待というのはなかなか根が深いし、いろんな状況があるし、全てが児相へお願いするものでもありません。本当に緊急性を要する、身の危険があるようなところは即つなぐんですけども、それ以外は、各市町村、橋本市は子育て世代包括支援センターでやっていただいております。そこのご意見としても、紀の川筋に児相があれば本当に助かるんですよという答弁をされておりますが、それがうまくいって紀の川筋に児相が1軒もしできたとしても、それで橋本市の抱えておる虐待問題が全て解決するものでは絶対にありません。いろんな問題が当然残ります。

それで、県のほうが成功するしないにかかわらず、虐待の問題というのはこれから橋本市も抱えていかなければならない問題でありますので、子育て世代包括支援センターの今後の取り組みといいますか、今どんなふうなことを考えて、どんな方向をめざして、今どんなことで苦労されているのか、その辺のところをちょっとご意見をお聞きできたらと思います。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）ハートブリッジというか、子育て世代包括支援センター、この4月に課に昇格させました。それまでは、こども課でこの要対協の事業、児童虐待の事業をやっておりました。こども課は知つてのとおり、いろいろな子育て世代の施策からハード部門の仕事もやっておりましたし、そこで

児童虐待の仕事もやっているということで、非常に忙しかって、その分、児童虐待のほうに仕事が回らなかったわけではないんですけども、今回そういうような児童虐待部門を子育て世代包括支援センターに持って行ったということで、ここには機構改革で、保育士だとか、社会福祉士、それから発達相談員、家庭相談員、それから学校のOB等も含めまして専門職の職員が集中した形になっています。こういうような職員を中心に児童虐待の仕事を中心にやっていけるということで、今、大変充実した感じにはなっております。

そこへ今回、妊娠期から18歳までの切れ目のない支援体制を強化していくということで、教育委員会との強化も中心に、その辺の連携をとってやっていく形となっています。ただ、非常に相談件数が増えてきています。今、子育て世代包括支援センターで考えていますのは、要対協の登録の件数だけじゃなしに、そこへ登録に入る前の未然のグレーゾーンの家庭といますか、そういう方の相談をしっかりとさせていただいて、要対協の登録まで、また一時保護までにいかないように、未然に防げる対策というのを考えておまして、そういうふうになってきますと相談件数も増えてきますし、家庭の訪問も増えてきますし、連携も非常に大事になってくる形になっています。

今、子育て世代包括支援センターについては非常に忙しい感じには見えます。児童相談所が紀の川筋にできればいいと思うんですけども、その分、子育て世代包括支援センターの強化も必要になってくると思いますので、必要であれば職員の要求もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）何回か課のほうへ行か

せていただいて、お話を聞かせていただきました。本当に、皆さん一生懸命対応されているんですけども、ちょっと驚いたのも、やっぱり深い深刻な悩みを抱えているお母さんだったり家族だったり来られるから、向き合っていてその話を聞いてどう救おうかという、課の人たちは本当に心が押し潰されるというか、やっぱり同じ目線でその人たちとしゃべろうとすると、その人たちが抱えている心の非常に重い部分を共有してしまうというか、本当に心がちょっと沈んでしまって、さあ、頑張ろうという気が湧いてこないこともあるんですよなんて話を聞くと、大変な仕事をやっていただいているとも思います。

でも、それだけ市内には、本当におつらい思いで生きている方がおられる。せつかくできた子どもをちゃんと育てたいと思いながら、なかなか子育て大変なんですという方もいっぱいおられて、児相でちょっとの間預かってもらえないかなというようなお願いとかで飛び込んできたりとか、いろんな話があるようなんですけども、全てを救うというのは無理かもしれませんけども、できるだけ子どもも親も救えたらなと思って、その課の皆さんに本当に毎日ご苦労さんですというそんな気持ちでおります。

それで、部長、私のこの話のメインは、やっぱり児相が一番権限も持っているし、一番危ないところ、危険だ、この子は絶対引き離してそういう措置しないと、ひょっとしたら生命が危ないという部分を担当するのが児相です。やっぱり緊急を要する場合がありますし、そこをやっぱり児相にお願いするときに、私の目から見たら今の体制では不備不足があって、本当に、ああ、しまったこととしてしまったという、このとこないからいいけども、やってしまったら大変だなという気がして、これ、言ってるんですけども、

答弁にも書いてくれたんだけど、やっぱりそれ、絶対あったらいいとか、ないと困るとか、その辺のコメント、もう一回だけお願いでけへんかな。市長お願いします。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）石橋議員の質問にお答えをします。

児相の必要性というのは、私、県議会議員のときにつくってよという話をしたとき、県には、だめですよという答弁いただいています。最近の児童虐待の例を見ていますと、非常に命の危険を及ぼす事例もたくさん増えてきてますし、密室の中で起こっているという部分、これからより予防的なこともやっていかなあかんのかなという部分もありますし、市と警察のさらなる連携というのも重要なことというふうには思っています。

また、児相の建設については県の所管事務になりますので、県をいかに動かすかということになります。そのときに、まず一番早くできるのは県議会を動かすことやということだと思います。ここにも公明党議員団もいますし、共産党議員団の方も県議会におられますし、そういう方々にこの必要性をいかに伝えていくかということで、知事部局のほうへプッシュしていただくことが逆に早いinchやうかなというふうに思っています。市長会でもそういう話はさせてもらうんですけども、ただ、やはりこの今回紀の川筋の一つとなると、県議団の皆さんに協力をしてもらって、そこから一般質問なり委員会のほうで、県議会の委員会というのは一般質問と同じなので、そこで何でも質問できるように、所管の委員会ではできますので、そういうふうにもっと県議会議員をうまく使うということも大事なことというふうに思います。

各議員団に、例えば、要望書を直接皆さん

からお渡しいただいたり、県のほうにも出していただくのはええと思いますけども、そういう必要性を県議団の方に理解していただく。これも予算がかかわってくる、それと、人材がかかわってくるという部分もありますので、なかなか県も果たして踏み切れるかというところ、難しい側面はあると思うんですけども、県議団からそういう話が、例えば、全会一致で出してもらえれば、県もやらざるを得んのかなというふうにも思いますので、私たちも協力しますし、あったらいいのはわかっています。そういう中では協力していただきますけど、今、その数年間、やはり橋本市として児童虐待についてをどういうふうな施策を進めて行くのかということも、私にとっても大きな課題になってきますし、先ほど部長が言いましたように、さらに人材が必要であるのであれば、ハートブリッジの職員も増やしていけたらなというふうに思っておりますので、ご理解、ご協力、よろしく申し上げます。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）どうもありがとうございます。本当にこの間、市長のところにお邪魔してちょっと話を、この中で県会というか、県の体制、生で、市長しかおれへんのちゃうかな、将来の県会議員はちょっとおりますけどもね。そんな中で市長のアドバイスが非常にありがたくて、とにかく首長会よりもやっぱり県会議員からの要望というのは一番大事だよって言っていただいたんで、必ず紀の川筋の県会さんにも一生懸命お願いしよう。

たまたま、これ、別に、私とこからだけ始まった問題じゃなくて、紀の川市議のある方がこの運動を去年ぐらいから、運動というか要望活動を去年ぐらいからやっておられて、たまたまその方と合流する機会もありまして、その方が紀の川市議会は9月定例会に県へ向けての意見書を上げていかれるそうでありま

す。それだったら、橋本市議会はちょっと今期無理で、12月議会に上げればなどと考えておるんですけども、それを最終的に県へ届けるにしても、同じものをずらっと来たほうが、県も同じものようけ来たなどちょっと印象深いんじゃないかということで、それをくださいと言って、実はこの間もらってきました。紀の川市って書いてありますけど、そこを橋本市って書きかえの必要はありますけども、それを持って、近隣の議会を回って、こんなものを一緒におたくも出したらいかがですか、出してくださいよということで、紀の川市作成の意見書をコピーで皆さんに一度勧めて回ろうかなとか思っております。

それで、橋本市選出の県会議員にもお話をしてお話を協力をお願いしてくれていますし、積極的に、力を貸すよと言われてたらおかしいんで、その人らが先頭を切って走って、私らはとにかく後からお願いします、よろしくお願いますの立場なんですけども、でも、橋本選出の3名の方のうち2人は、兎相をもう1軒必要だよという話はかつての一般質問でもされていたようで、だから、本当に前向きに考えていただいておりますし、紀の川市なんかは、今、県会議長が紀の川市なんで、議長からも前向きにというふうに、この間お目にかかって言っていただいております。市長の昔からのお知り合いなんで、議長にも市長のほうからどうかひとつよろしくお願いとします。

とにかく、子どもってほんまに親のなすがまま、どうにでもできません、幼い子どもはね。やっぱり守っていかないけません、大人の責任です。だから、1人でもそういうかわいそうな子を、まして死なせるなんて、そんな犠牲を1人もこの橋本市から出たくないもんで、一生懸命運動を進めて何とかいい結果、県のそれとは別に、橋本市の今一生懸命やってくれている職員の皆さんも、どうかこ

れから先もしんどい仕事だとは思いますが、よろしくお願いをしたいと思っております。

それでは、一つ目の質問、これで終わります。

○議長（土井裕美子君）それでは、次に、質問項目の2、選挙における移動期日前投票車、投票日の送迎車の導入に対する答弁を求めます。

選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）登壇〕

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）選挙における移動期日前投票車、投票日の送迎車の導入についてお答えします。

一点目の登録有権者数が少ない投票所の閉鎖については、令和元年6月市議会定例会の18番議員の一般質問において、投票所の見直しに関する質問を受け、有権者の少ない投票所については統廃合を前提とした検討を進める必要があるため、有権者の利便性が大きく低下しないよう十分配慮し、地元の皆さんの意見を聞きながら検討を進めていくとの答弁をしており、現時点でこの方針に変更はございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、二点目の選挙において高齢者や移動困難者対策として、移動期日前投票車の導入、投票日当日の投票所への送迎車の導入についてお答えします。

移動期日前投票所については、4番議員及び18番議員からの提案を受け、平成31年3月市議会定例会及び令和元年6月市議会定例会において、投票所の統廃合を行う場合には、投票機会の確保の観点から、移動期日前投票所の設置、送迎について検討していくとの答弁をしているところです。

今後とも、投票所の見直しとあわせて、検討を進めていきたいと考えています。



○議長（土井裕美子君） 7番 石橋さん、再質問ありますか。

7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）ありがとうございましたというより、済みませんでした。全く、これ、前にも答弁済みですという答弁で、わかつたんですけどもね。本当にちょっと驚いたんです。五條市のたまたまそんな話を聞いて、飛び込んで行っているいろいろお話を聞かせてもらってきました。そこで、ハイエースと違ってタウンエースを使って、あちこち回ってというその写真を五條市選管さんからもらってきて映像で出そうと思つたんですよ。でも、きのうの岡議員の映像事故でちょっと気がめげて、あんな失敗するんやたらもうやめとこうって。

これ、コミュバスに使つたタウンエースを上手につくられて、そこで、当然必要なものは、法的に要求されるものは投票管理者、それと立会人、その席が車内にあります。そこで、当然、投票箱。それと記載する、書く欄ですね。それだけをこの車の中に用意してあります。ただし、受けつけらなあきませんね、投票用紙を渡す場所が要るんで、それだけはちょっと車の中で無理なので、車の入り口付近やタープテントを張って、テーブルを置いて、そこで受けつけをして、これは移動式期日前投票車ですね。投票していただいてということで、市民には結構評判がよくて、投票所廃止で文句が殺到というのを、これで本当に文句逆転して、よかった、よかったという結果で、大いに五條市選管は胸を張っていました。

そこで、一番ちょっと気になったのは二重投票ですね。システムの構築がされてなくて、じゃあ、この方は2回目の投票じゃないんかとか、その辺のチェックはと聞いたら、カードを持ってこの場所へ来られた方を、携帯電

話で庁舎の事務局へ電話を入れて、「こういう方です」と言うたら、「はい、オーケーです」ということで投票用紙を渡していると。それでも、もちろん二重投票なんてなかったですよと言うんだけど、そうしかしょうがないのかなとか、それでずっとこれから先もやるのはちょっと心配が残るかなという気持ちも残りましたが、まあまあうまくできましたと言って、ぜひともどうぞって勧められたんで、橋本へ帰って宣伝しときますということで、きょうちょっとテーマに上げさせていただきました。

やっぱりうちだけじゃなくて、五條市だけじゃなくて、何とか落ち込んできとる投票率をちょっとでも上向きたいというのは、どこの自治体、日本中そうだと思います。選挙絡みの質問だったんで、選挙に関することをちょっとお話しさせていただきたいんですけど、地球上に選挙をしない国は幾つもあります。うさん臭い選挙をしている国はもっとたくさんあるんだけど、それらの国民よりは日本の国民のほうがはるかに自由で幸せだと思います。選挙をしないということは独裁国家ということで、多くの国民を苦しめてきたことをやっぱり私たちは知っているはずなのに、例えば、北朝鮮も我が国と同じアジアの小国で敗戦国なんです。でも、その国と我が国との決定的な違いは、戦後、選挙をしてきた国だったか、選挙をしてこなかった国だったか、それ一点なんです。

今、ご存じのように香港が大荒れしとるんですけども、この騒ぎは逃亡犯引き渡し条例がきっかけだったんですけど、この今の勢力、立ち上げた人たちの最終的にこの勢力を向きたいのは、香港行政長官選挙を主とする民主選挙の獲得をめざしております。やっぱりない国にとって選挙ってどれだけほしいもんかということ、みんなそれと一生懸命闘つと

るんです。中国なんかその最たるもので、天安門事件以降、民主勢力は今、押さえつけられて押さえつけられてなんですけども、中国で選挙したら、投票率はそれこそ200%、300%、みんな2回でも3回でもやっぱり選挙は行きたいなと思っているんじゃないかと思えます。

残念ながら、日本は平和ぼけして、選挙に行っても無駄だとか言って投票率を下げてきてるんですけども、やっぱり本腰入れて選挙離れを食い止めなければ、日本の選挙はだめになると思います。だから、選挙人が投じてくれた1票を無駄にしないような被選挙人であればいけないし、行政は国民の義務だから棄権する側に非があるということにはなるんでしょうけども、やっぱり高齢者も障がい者もいるからね。投票の利便性の向上であったり、制度の簡素化なんかでやっぱりサービス精神を盛り込んで選挙離れを食い止めるような努力もしていかなと、日本の選挙、ちょっと危ないなというそんな気がしていますので、よろしくをお願いします。

そんで、議事録を見て、市長が今、前向きにこれらのことはやろうと考えていますとおっしゃった。それが、次の市長選か、統一地方選挙か、どちらかに間に合わすようにやりますからとおっしゃっているんだけど、それからわずかしかたってなくて、まだそんなこんなふうには仕上がっていませんという答弁はないと思うんですけども、でも、一応、その頃までには、こういう方針でって言ってほしいから、今、どんな状況で進んでるのか、どんなことを検討中なのか、何が頭痛なのか、中間報告というか、この件についてどうなのか、ちょっと選管のほうからご説明お願いできますか。

○議長（土井裕美子君）選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（藤岡栄次君）現在ですけども、当然、投票所廃止等に向けては地元の理解なくして進めることはできないという考えのもと進めていますので、まず、その協議に向けた資料の収集であるとか、調査等というのをやっているところでございます。

あと、時期につきましては、大きな目標としましては市長選または統一選からと考えておるといってございます。しかし、あくまで地元との合意が得られてからになりますので、明確に今いつからという答弁をすることはできませんので、ご理解のほど、よろしくをお願いします。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）石橋議員の質問にお答えします。

今、選管事務局長としてはなかなかそういう答弁しかできひんかなと思うんですけども、今ちょっと財政のほうにも、行革のほうにも話をしていまして、その中でいっぺんどういう形がいいのかということ、選管だけでは人員的にも厳しい部分がありますので、その中でどういう形で取り組んでいけばいいのか、これもどういう車の導入をしていくのか、あるいは、今、事務局長が言いましたように、各地域との調整というのがありますし、そういう中で地元が協力をしていただけたところから、できれば実施していきたいなど。その完了は市長選挙までにはだいたいのが、そのときにこの新しい選挙制度の中で実施できたらなど。私もここで市長選挙までやりますって、4番議員にも18議員にも答えていますので、それは守っていききたいというふうに思っています。

まだ、ちょっといろいろさまざまに、車もどれぐらいの費用がかかるんでとか、いろい

ろまだまだ調整しなければなりませんし、選挙管理委員会の皆さんとも相談をしていきたいと思っておりますので、とにかく市全体の中で考えていきたい、取りまとめていきたいと思っておりますので、まだ、今ここで言えるほどのものが全くありませんので、また1年後ぐらいには、きちっとした形で報告できればいいのかなど。協議は早急に進めてまいりますので、ご理解よろしく申し上げます。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さん。

○7番（石橋英和君）こんな時期にこんなふうに決まりましたというのは、それは無理だと思います。ただ、市長、必ずやりますから

とおっしゃっていただいて、どっかちょっと選挙が変わればまた、投票人、選挙民の気分も変わって、投票率も全市的に上向いていくようなきっかけにでもなってくれたらありがたいなと思って期待をしております。どうもありがとうございました。

質問を終わります。

○議長（土井裕美子君）7番 石橋さんの一般質問は終わりました。

この際、2時35分まで休憩いたします。

（午後2時23分 休憩）